

入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に、適時（朝食 7：30、昼食 12：00、夕食 18：00）適温で提供しております。患者さんに対して複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。

なお、健康保険法の規定に基づき、一食あたり 510 円ご負担いただきます。但し、住民税非課税世帯の方や、指定難病等の患者様につきましては一食 240 円（91 日目以降 190 円）若しくは 110 円のご負担となります。